



許可番号 第00150004831号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道苫小牧市柳町二丁目2番8号
 氏名 株式会社とませい 代表取締役 渡辺 秀敏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事

鈴木 直道



許可の年月日

令和4年(2022年)9月16日

許可の有効年月日

令和11年(2029年)9月1日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり）。
 積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況 (1/2)

| | |
|-------------------|---|
| 平成10年(1998年)9月2日 | 許可の更新 |
| 平成15年(2003年)9月2日 | 許可の更新 |
| 平成17年(2005年)10月4日 | 変更許可(廃石綿等の追加。) |
| 平成19年(2007年)3月6日 | 変更許可(紜さい(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの、カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、セレン又はその化合物を含むもの)、ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの、カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、セレン又はその化合物を含むもの)、燃え殻(カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、セレン又はその化合物を含むもの)、廃油(ジクロロメタンを含むもの、四塩化炭素を含むもの、1,2-ジクロロエタンを含むもの、1,1-ジクロロエチレンを含むもの、シス-1,2-ジクロロエチレンを含むもの、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの、1,1,2-トリクロロエタンを含むもの、1,3-ジクロロプロペンを含むもの、ベンゼンを含むもの)、汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの、カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、有機燐化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、シアノ化合物を含むものの、ジクロロメタンを含むもの、四塩化炭素を含むもの、1,2-ジクロロエタンを含むもの、1,1-ジクロロエチレンを含むもの、シス-1,2-ジクロロエチレンを含むもの、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの、1,1,2-トリクロロエタンを含むもの、1,3-ジクロロプロペンを含むもの、チウラムを含むもの、シマジンを含むもの、チオベンカルブを含むもの、ベンゼンを含むもの、セレン又はその化合物を含むもの)、廃酸(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの)、 |



許可番号 第00150004831号
許可業者の名称 株式会社とませい

4. 許可の更新又は変更の状況 (2/2)

もの、カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、有機燐化合物を含むもの、六価クロムを含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、シアノ化合物を含むもの、トリクロロエチレンを含むもの、テトラクロロエチレンを含むもの、ジクロロメタンを含むもの、四塩化炭素を含むものの、1, 2-ジクロロエタンを含むもの、1, 1-ジクロロエチレンを含むもの、シス-1, 2-ジクロロエチレンを含むもの、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの、1, 1, 2-トリクロロエタンを含むもの、1, 3-ジクロロプロパンを含むもの、チウラムを含むもの、シマジンを含むもの、チオベンカルブを含むもの、ベンゼンを含むもの、セレン又はその化合物、廃アルカリ(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの、カドミウム又はその化合物を含むもの、鉛又はその化合物を含むもの、有機燐化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、砒素又はその化合物を含むもの、トリクロロエチレンを含むもの、テトラクロロエチレンを含むもの、ジクロロメタンを含むもの、四塩化炭素を含むものの、1, 2-ジクロロエタンを含むもの、1, 1-ジクロロエチレンを含むもの、シス-1, 2-ジクロロエチレンを含むもの、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの、1, 1, 2-トリクロロエタンを含むもの、1, 3-ジクロロプロパンを含むもの、チウラムを含むもの、シマジンを含むもの、チオベンカルブを含むもの、ベンゼンを含むもの、セレン又はその化合物を含むもの)の追加。)

平成20年(2008年)9月19日 許可の更新

平成27年(2015年)9月2日 更新時変更許可(ばいじん(1, 4-ジオキサンを含むもの。)、廃油(1, 4-ジオキサンを含むもの。)、汚泥(1, 4-ジオキサンを含むもの。)、廃酸(1, 4-ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ(1, 4-ジオキサンを含むもの。)の追加。)

令和4年(2022年)9月16日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 寸・

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 寸・



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150004831号
許可業者の名称 株式会社とませい

取扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

| 含有等する有害物質の種類 | 廃棄物の種類 | 廃ポリ塩化ビフェニル等 | ボリ塩化ビフェニル汚染物 | ボリ塩化ビフェニル処理物 | 廃水銀等 | 指定下水汚泥 | 鉱さい | 廃石綿等 | ばいじん | 燃え殻 | 廃油 | 汚泥 | 廃酸 | 廃アルカリ | したもの |
|-------------------------|--------|-------------|--------------|--------------|------|--------|-----|------|------|-----|----|----|----|-------|------|
| 石綿 | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| アルキル水銀化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| 水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く) | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| カドミウム又はその化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 鉛又はその化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 有機燐化合物 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 六価クロム化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 砒素又はその化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| シアノ化合物 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ポリ塩化ビフェニル | | 斜線 | 斜線 | 斜線 | | | | | | | | | | | |
| トリクロロエチレン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| テトラクロロエチレン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ジクロロメタン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 四塩化炭素 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1,2-ジクロロエタン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1,1-ジクロロエチレン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 1,3-ジクロロプロペン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| チウラム | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| シマジン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| チオベンカルブ | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ベンゼン | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| セレン又はその化合物 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 1,4-ジオキサン | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| ダイオキシン類 | | | | | | | | | | | | | | | |

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。(その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。)

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。